

D 4 - 1 3

5 年 保 存 (常) (令 和 11 年 12 月 31 日 ま で)

F N . D 4 - 1 - 0

鹿 免 管 第 1 号

鹿 会 第 1 号

令 和 6 年 1 月 4 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担 当	免 許 登 録 係	TEL	
-----	-----------	-----	--

拾得された運転免許証の保管連絡及び連絡先照会要領について

(通 達)

拾得された運転免許証の保管連絡及び連絡先照会については、これまで「拾得された運転免許証の保管連絡及び連絡先照会要領の制定について（通達）」（平成30年3月14日付け鹿免管第511号ほか。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、鹿児島県個人情報保護条例の廃止に伴い内容の一部見直しを行ったので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年1月5日から施行し、旧通達は令和6年1月4日限り廃止する。

別添

拾得された運転免許証の保管連絡及び連絡先照会要領

第1 趣旨

この要領は、拾得免許証を名義人に早期返還し、運転免許制度の適正かつ円滑な運用を確保するとともに、名義人の時間的、経済的負担軽減を図るため、免許管理課に対する拾得免許証の保管連絡及び連絡先照会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 交番等

交番，幹部派出所，警備派出所，署所在地，幹部派出所所在地及び駐在所をいう。

2 本部所属等

警察本部の所属のうち、拾得物を取り扱う別表の左欄に掲げる所属等をいう。

3 保管連絡

免許管理課に対し、拾得免許証を保管した旨を連絡することをいう。

4 連絡先照会

免許管理課に対し、名義人に係る運転免許更新申請書，運転免許証再交付申請書，記載事項変更届等（以下「免許申請書等」という。）に記載された連絡先電話番号を照会することをいう。

第3 照会責任者等

1 照会責任者

連絡先照会を行う所属に照会責任者を置き、警察署にあっては会計課長，幹部派出所及び警備派出所にあっては所長，本部所属等にあっては会計担当課長補佐（警務部会計課にあっては企画指導担当課長補佐）をもって充てる。

なお、執務時間外においては当直主任（警察署にあっては当番勤務責任者）を照会責任者とする。

2 照会権限者

連絡先照会の権限を有する者は、次に掲げるものとする。

(1) 警察署の会計課員，地域課員及び当番勤務員

(2) 本部所属等の会計担当職員（ただし、会計課にあっては企画指導係員に限る。）及び当直員

第4 実施要領

1 拾得免許証の受理

警察署、交番等又は本部所属等において、拾得免許証を受理した際は、拾得物件控書及び拾得物件預り書の作成、管轄警察署（本部所属等にあつては別表の右欄に掲げる警察署）への報告、当該拾得免許証に係る受理番号の照会（受理番号の取得）、警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務（以下「遺失物管理システム」という。）による遺失届の有無の調査等所定の手続を行うこと。

2 拾得免許証保管連絡

(1) 保管連絡

拾得免許証を受理した職員は、遺失物管理システムによる調査その他の方法により名義人本人と連絡が取れた場合を除き、速やかに免許管理課免許登録係（執務時間外は免許管理課当直）に対し、次の事項（以下「連絡事項」という。）について保管連絡を行うものとする。

ア 名義人の氏名及び免許証番号

イ 当該拾得免許証に係る拾得受理番号

ウ 拾得受理日時

エ 連絡者の所属、係、氏名、警電番号

(2) 保管連絡簿の記載等

保管連絡を受けた免許管理課は、免許証保管連絡簿（別記様式）に、連絡事項を記載するとともに、連絡受理日時及び連絡受理者を記載の上、拾得免許証の保管状況を集約し、管理すること。

(3) 免許証住所が県外の場合

拾得免許証記載の住所が県外の場合であっても、記載事項変更の上、再交付申請する場合があるので、保管連絡を行うこと。

3 連絡先照会

(1) 照会

遺失物管理システムによる調査その他の方法により、名義人の連絡先が判明しない場合、照会権限者は、連絡先照会をすることができるものとする。この場合において、照会しようとする者は、照会責任者に照会する旨を報告した後に行うものとし、照会に当たっては、職員番号、氏名、免許証番号、拾得受理番号を告げ、照会理由は「連絡先確認」とすること。

(2) 回答

連絡先照会を受理した免許管理課は、照会者に対し、名義人が記載した免許申請書等のうち、最新の連絡先電話番号を回答すること。

なお、他都道府県警察からの照会に対しても拾得受理番号等を聴取し、拾得免許証に係る照会であることを確認の上、回答すること。

(3) 免許証住所が県外の場合

拾得免許証記載の住所が県外である場合、都道府県警察によっては拾得免許証に係る連絡先照会に対応することがあるので、当該免許住所地の都道府県警察運転免許担当課に問い合わせること。

4 交番相談員の取扱い

交番相談員が免許証の拾得届を受理した場合の保管連絡は、当該交番相談員により行うことができるものとする。ただし、連絡先照会については、必ず照会権限者により行うこと。

第5 留意事項等

1 個人情報保護の徹底

連絡先照会により得た連絡先電話番号は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報に該当することから、その取扱いについては慎重を期し、個人情報保護を徹底すること。

2 利用目的以外のための利用の禁止

連絡先照会により得た連絡先電話番号は、拾得免許証に係る名義人への連絡のみに利用し、他の目的で利用しないこと。

3 指導教養の徹底

照会責任者は、本要領の趣旨、実施要領、個人情報の取扱いの重要性等について、職員に対する指導教養を徹底し、名義人等から電話番号の判明理由等について質問がなされた場合は、懇切丁寧に説明し、トラブル等の防止に努めること。

別表（第２の２，第４の１関係）

本部所属等	管轄警察署
警務部会計課及び本部総合当直 所在地 鹿児島市鴨池新町10番１号	鹿児島中央警察署
生活安全部地域課鉄道警察隊 所在地 鹿児島市武一丁目17番29号	鹿児島西警察署
交通部免許管理課 所在地 鹿児島市南栄五丁目１番２号	鹿児島南警察署
交通部免許試験課 所在地 鹿児島県姶良市東餅田3937番地	姶良警察署
交通部高速道路交通警察隊 所在地 鹿児島県姶良市加治木町反土1466番地	姶良警察署

免許証保管連絡簿

[illegible]